

千葉県アライグマ防除実施計画

平成 20 年 7 月

千 葉 県

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
	(1) 背景	1
	(2) 目的	2
2	特定外来生物の種類	2
3	防除を行う区域	2
4	防除を行う期間	2
5	アライグマの現況	2
	(1) 生息状況	2
	(2) 被害の状況	3
	(3) 捕獲状況	4
6	防除の目標	4
	(1) 目標	4
	(2) 地域別目標設定	4
	(3) 体制の確立	7
	(4) 特に保護すべき生物の生息する地域	7
	(5) 緊急的な防除	7
7	防除の方法	7
	(1) 実施体制	7
	(2) 捕獲の方法	7
	(3) 捕獲の際の留意点	8
	(4) 捕獲個体の取り扱い	8
	(5) 捕獲個体の譲り受けと飼養	9
	(6) 傷病獣として救護されたアライグマの取り扱い	9
	(7) モニタリング（継続監視）	10
	(8) 農地等及び家屋の予防管理	10
8	合意形成等	10
	(1) 地域説明会の開催	10
	(2) 特定外来生物（アライグマ）対策検討会の設置	10
	(3) 連絡協議会の設置	10
	(4) 県民への情報提供、意見の収集	10
9	普及啓発	11
	最後に	11
	参考資料	11

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

生物多様性と生態系を守り伝えるため、1992年「地球サミット」において「生物多様性条約」が採択され、日本は1993年に加盟した。そして、1995年に「生物多様性国家戦略」が、2002年に「新・生物多様性国家戦略」が、さらに2007年に「第三次生物多様性国家戦略」が策定されたところである。

生物多様性とは「生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性」のことを示すが、生物多様性を脅かす危機のひとつに、外来種など人為的に持ち込まれたものによる生態系の攪乱が挙げられており、野生生物の本来の移動能力を超えて、人為的に意図的・非意図的に、他の地域から導入された外来種は、在来種の捕食や競合等、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。

このような状況の中、2005年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」という）において、アライグマ *Procyon lotor* およびカニクイアライグマ *Procyon cancrivorus*（以下、アライグマという）は「特定外来生物」に指定され、飼育、運搬、保管、輸入、販売は原則禁止に、野外に放つ行為は禁止となった。また、すでに野外等に存在、または野外への遺棄や逸出等により、生態系等に被害を及ぼすおそれが生じる場合は、主務大臣の確認または認定を受けて、防除ができることとなった。これにより、全国各地でアライグマの防除が行われている。

アライグマは、北～南米大陸を原産とする食肉目アライグマ科の哺乳類である。アライグマが日本の野外で確認されたのは、1962年、愛知県の動物園から脱走し、野生化した例が最初である。その後、1970年代後半に放映されたアニメーションの影響等で、主にペットとして広く飼育されるようになったが、飼育が困難であること等から飼い主が遺棄する例や逸出する例が相次ぎ、全国各地で野生化したものが確認されるようになった。

アライグマは、1回で2～6頭出産する繁殖力の強さ、小型の哺乳類、野鳥やその卵、爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類等の動物から、果実、野菜、穀類等の植物まで食べる幅広い食性を持ち、加えて日本には天敵らしい天敵がいないこと等により、各地で個体数が増加しており、トウモロコシ、メロン、スイカ等の農作物への食害、家屋侵入による糞尿被害や家畜・ペットが襲われる等の生活被害、希少種を含む在来種の捕食や競合等の生態系への影響が出ている。

また、狂犬病やアライグマ回虫症、レプトスピラ症などの人獣共通感染症の媒介の可能性も懸念されている。

千葉県においても、生物多様性を守るため、「生物多様性ちば県戦略」が策定されたところであるが、本戦略のなかでも、外来種の侵入は、生物多様性に影響を与える直接的動因と位置づけられている。

千葉県における野外でのアライグマ目撃情報は、飼育個体由来と思われる事例を含め、1990年代、千葉県立中央博物館に複数寄せられたことに始まる。そしてその後、野外での繁殖事例も確認され、千葉県では、ペット等の飼育個体の遺棄・逸出によって、1990年代後半、野外に定着するようになったと考えられている。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護法」という）に基づく有害獣捕獲数は、2003年度から年々増加し、農作物被害も2004年度から出始め、

2009年度の農作物被害額は、2004年度の約8倍となった。

また、家屋侵入による糞尿被害や、足音・鳴き声による騒音、飼い犬が襲われるなどの生活被害も出ている。

2006～2007年度に実施した「外来種緊急特別対策事業（アライグマ）生息状況調査」（以下、「生息状況調査」という）によると、夷隅地域を中心に県内広範囲に分布し、2009年に千葉県生物多様性センターの浅田らが試算した千葉県におけるアライグマの推定生息数は約10,000頭という結果となった。

（2） 目的

現在の千葉県の状況から、早急かつ計画的、総合的にアライグマを防除する必要がある。そのための対応として、外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、県、市町村、農業者、関係団体、県民等が、それぞれの役割を担い、県内のアライグマ問題に対する共通の理解を深め、情報の共有化を図ることにより、効果的で継続的な防除を実施するものとする。

生態系や農林水産業に係る被害を最小限にとどめることを当面の目標とし、最終的には、野外からの完全排除をめざすことを目的とする。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

千葉県全域

4 防除を行う期間

確認の日から平成33年3月31日まで。ただし、計画の前提となるアライグマの生息状況等に大きな変動が生じたり、新たな科学的知見を得た場合等には、必要に応じ計画期間を見直すものとする。

5 アライグマの現況

（1） 生息状況

千葉県におけるアライグマの野外での生体・死体の目撃情報は、1990年代から千葉県立中央博物館に複数寄せられるようになった。1998年には旧大原町（現いすみ市）において、野外での繁殖が確認されたため、2001年度、市町村、県関係機関、千葉県指定獣医師、鳥獣保護員 計303件（回収率78.2%）を対象に、生息確認のためのアンケート調査を実施し、それまで収集された目撃情報を加え、千葉県におけるアライグマの生息状況を明らかにした。

その結果、1996年に御宿町において、千葉県で初めてとなる野外での繁殖例が確認されたほか、全部で18市町（現16市町）38件の生息情報が得られた。このうち7件については、「人に慣れていた」、「首輪をしていた」、「飼育ケージごと置き去りにされていた」等、飼育個体由来と思われる事例であった。

千葉県では、ペット等の飼育個体の遺棄・逸出によって、遅くとも1990年代後半には、野外で繁殖し、定着するようになったと考えられている。

また、2006年度から2007年度にかけて、市町村、県関係機関、鳥獣保護員、自然保護指導員、自治会長、農家組合長等、計5,598件（回収率57.8%）を対象に、目撃・被害情報等収集のためのアンケート調査（以下、「アンケート調査」という）を実施し、併せて生息密度を推定するため捕獲調査を実施した。その結果、夷隅地域を中心に、56市町村中49市町で、目撃および被害情報が得られた

（２）被害の状況

① 農作物被害

アライグマによる農作物被害は2004年度から出始め、被害金額は約760千円であったが、年々増加傾向にあり、2009年度には6,150千円と約8倍となった。

印西市、勝浦市、大多喜町、いすみ市、君津市での被害が報告されており、トウモロコシ、トマト、スイカ、イチゴ、ブドウ、ナシなどが被害にあっている。

ただ、アンケート調査では、上記調査で報告のあった市町村以外の市町村（八千代市、柏市、香取市、横芝光町、白子町、長南町、富津市）においても、アライグマによる農作物被害があるとの回答があった。また、家庭菜園での被害や、アライグマと特定はできないが何かの中型獣類による農作物被害があるとの回答があり、また、被害額が少額である場合は、被害実績として報告されていない場合が考えられること等から、潜在被害はもっと多いと推測される。

② 生活被害

柏市、睦沢町、白子町、長南町、勝浦市、いすみ市、君津市、富津市などで、家屋侵入による天井裏等の糞尿汚染、足音や鳴き声による騒音等の被害が発生している。

また、市原市では飼い犬が襲われる被害があった。

③ 指定文化財への被害

市原市において、建造物の柱に傷をつけられた事例があった。

④ 生態系被害

アライグマの関与が確実と思われる情報は得られていないが、アンケート調査で、タヌキ、ノウサギ、コジュケイ、ドジョウ、ヘビ類等が少なくなったとの声があった。

アライグマの急激な個体数増加に伴い、在来種への捕食による影響や、生息場所の競合等の可能性があることを念頭におき、対策を進める必要がある。

⑤ 人の生命・身体への影響

原産地では、アライグマは狂犬病ウイルスやアライグマ回虫の媒介動物として位置づけられている。現在、日本では、野生アライグマから上記病原体が分離された例は報告されていないが、動物園等の飼育個体において、アライグマ回虫が確認された事例があり、今後とも監視する必要がある。

また、北海道で捕獲された野生アライグマにおけるレプトスピラの感染率が、約4割という報告があることから、ヒト、イヌ、家畜等への感染予防対策についても、公衆衛生上、注意する必要がある。

(3) 捕獲状況

鳥獣保護法に基づく有害獣捕獲および狩猟による捕獲状況は、表2のとおりである。

2000年度、狩猟により初めて1頭が捕獲された。また2003年度からは、市町村による有害獣捕獲がはじまり、以降、年々捕獲数が増加し、2009年度には1,111頭となった。

表2 捕獲頭数の推移(頭)

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
狩 猟	6	7	2	11	23	19	21
市町村捕獲	65	146	180	411	484	855	1090
県捕獲調査等	—	—	—	25	36	—	—
計	71	153	182	447	543	874	1111

6 防除の目標

(1) 目標

アライグマの有害獣捕獲頭数は、年々増加しているが、農業被害や生活被害等は、軽減・解消に至っていないことから、対症療法的な捕獲では、生息頭数の増加を抑制することは困難であり、生息状況調査およびモニタリング等により地域ごとの動向を把握し、計画的に防除を実施する必要がある。

アライグマは、繁殖力が強く、幅広い食性を持ち、日本には天敵らしい天敵がいないことから、野外に残存している限り、再び個体数が増加することが予想されるため、抜本的な問題解決として、最終的には千葉県の野外からの完全排除を目標とする。

(2) 地域別目標設定

生息状況調査の結果推定された、市町村ごとの生息密度をふまえ、アライグマの定着が推定される市町村のうち、特に重点的に対応すべき市町村を「重点対応地域」、それ以外を「緊急対応地域」とする。また、その他の市町村を「要注意地域」とし(図2)、各地域の目標は以下のとおりとする。

① 重点対応地域

生息状況調査で得られた推定生息密度が高く、また、継続的な捕獲実績や、早い時期からの目撃情報や繁殖事例が確認されている次の6市町を重点対応地域とする。

市町村名	いすみ市	御宿町	長南町	大多喜町	勝浦市	長柄町
推定生息密度 頭/k㎡	6.9	5.9	5.9	5.5	5.0	4.2

重点対応地域では、被害が発生した場所及びその周辺で徹底した捕獲を行うとともに、目撃により生息が確認された場所等においても計画的な捕獲を行い、当面、個体数の減少および被害の軽減を図り、おおむね10年以内で、地域での野外からの排除を目指す。

② 緊急対応地域

重点対応地域に比べると推定生息密度は低いものの、生息・被害情報や捕獲実績があること、また、周囲の状況などを考慮し、すでにアライグマが定着している可能性が高い次の40市町村を緊急対応地域とする。

地域名	市 町 村 名	市町村数
千葉	千葉市、習志野市、八千代市、市原市	4
東葛飾	船橋市、我孫子市、柏市、流山市	4
印旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	9
香取	香取市、神崎町、多古町	3
海匝	匝瑳市	1
山武	東金市、大網白里町、九十九里町、山武市、横芝光町、芝山町	6
長生	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町	5
安房	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	4
君津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	4
	計	40

緊急対応地域では、捕獲体制を整備し、被害が発生した場所及びその周辺で徹底した捕獲を行うとともに、目撃等により生息が確認された場所においても計画的な捕獲を行い、5年以内で、地域での野外からの完全排除を目指す。

③ 要注意地域

目撃情報、捕獲実績がほとんどなく、「生息していない、またはほとんどいない」と推定されるものの、今後侵入・定着の可能性のある次の8市町を要注意地域とする。

地域名	市 町 村 名	市町村数
東葛飾	市川市、松戸市、野田市、鎌ヶ谷市、浦安市	5
香取	東庄町	1
海匝	銚子市、旭市	2
	計	8

要注意地域は、アライグマの分布拡大を阻止する予防区域として重要な意味を持つ。しかし、被害がほとんど発生していないため、アライグマ問題に関する認知度が低いと予想される。そのため、住民や関係機関に対し、アライグマ問題について積極的に普及啓発や情報提供を行うとともに、生息状況について継続的な監視を行い、目撃や被害の情報があった場合は、速やかに捕獲を行い、野外への定着を防ぐこととする。

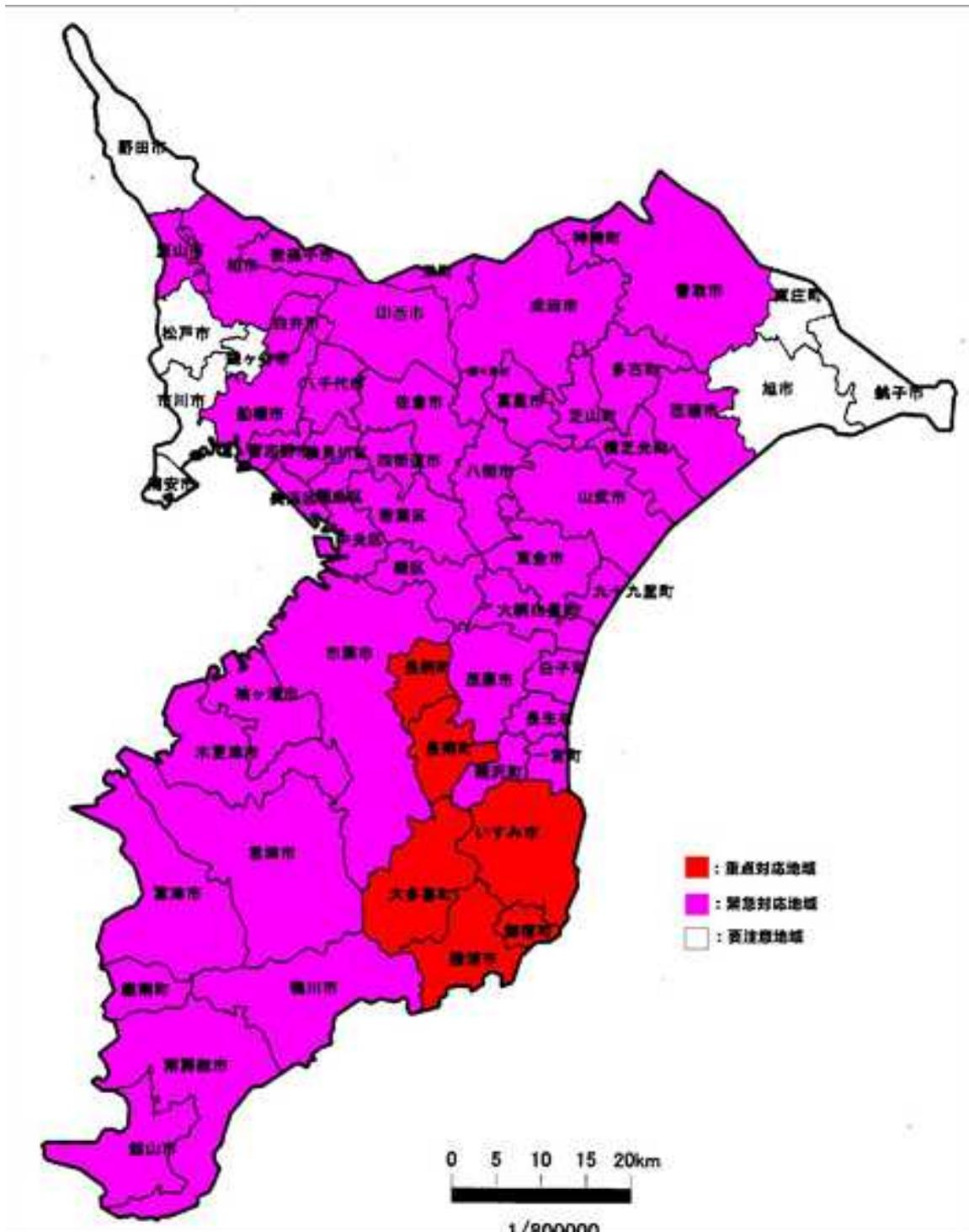


図2 県内市町村の地域区分

(3) 体制の確立

アライグマの完全排除に向けては、科学的、計画的に防除を推進する必要がある。

上記目標の後半においては、捕獲頭数の実績が少なくなると予想されるが、その場合も捕獲圧を弱めることなく、防除を継続する必要がある。

そのため、市町村、関係団体、住民等の協力を得ながら、生息情報等を正確に収集する体制、および確実に捕獲できる体制を確立する。

(4) 特に保護すべき生物の生息する地域

希少な動植物または地域生態系における重要な動植物を、アライグマの捕食等から保護をする必要がある地域については、被害実態の把握に努めるとともに、効果的な対策の検討を行い、併せて計画的な捕獲等により、野外からの完全排除をめざす。

(5) 緊急的な防除

突発的な出没等により人に危害を与えるおそれがある場合や、希少な野生生物への被害が発生する恐れがある場合、またはその他の事由により緊急的に対応する必要がある場合には、緊急的な防除を実施する。

その際、捕獲された個体は、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

7 防除の方法

(1) 実施体制

防除の実施にあたっては、県および市町村が実施主体となり、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら、防除を実施することとする。

具体的には、県は、原則的に、捕獲個体の処分、生息状況等のモニタリング、科学的データの蓄積、分析および結果のフィードバック、結果に基づく捕獲目標の設定、防除実施計画の進行管理、市町村の取り組みに対する技術指導等を実施する。

また、市町村は、後述する捕獲班を編成し、アライグマの捕獲、処分場所への運搬、および焼却等による処分個体の処理を実施する。

また、6(4)で示した「特に保護すべき生物の生息する地域」において、県は必要と認めた場合に、関係市町村と連携をとりながら捕獲を行う。

(2) 捕獲の方法

原則として、はこわなを使用し、次のとおり実施する。

① 捕獲班の編成

市町村は、効果的で計画的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した捕獲技術者を構成員とする捕獲班を編成するものとする。

班を編成するにあたり、市町村は、捕獲を行うエリアごとに捕獲等に従事する者（以下、「従事者」という）に従事者証を発行し、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、これを従事者台帳として管理する。

従事者は、主にわな免許を有する者とする。ただし、次の要件を満たしている場合には、

免許非所持者であっても従事者に含めることができる。

【免許非保持者の参加要件】

- ・ 市町村、社団法人千葉県猟友会、県または県が認める機関が実施する、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術、外来生物法および公衆衛生についての講習を受講した者。
- ・ 良識があり、必要に応じて、いつでも迅速に捕獲に従事できる者。

② 従事者説明会の実施

市町村は、従事者を対象に、外来生物法、公衆衛生の内容を含んだ従事者説明会を実施するものとする。

(3) 捕獲の際の留意点

市町村および従事者（以下、「市町村等」）は、捕獲を実施する際、次の事項に留意するものとする。

① 錯誤捕獲の防止

わな設置期間中は、1日1回は巡視するものとする。

アライグマは夜間に捕獲されることが多い。ネコ等の錯誤捕獲の防止のため、昼間、はこわなの入口を閉じておくことが望ましい。

なお、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに解放すること。

② 事故の発生防止

市町村等は、捕獲の際は、事前に地域住民等への周知を図るとともに、従事者は市町村が発行する従事者証を携帯するものとする。

アライグマは、感染症を媒介する可能性があるため、捕獲したアライグマの取扱いについては、十分注意し、万一、事故等があった場合には、速やかに適切な措置を講じることとする。

また、使用後ははこわなは感染症等を防止するため、消毒等の措置を行うこととする。

③ 捕獲個体

動物福祉の観点から、捕獲された場合は季節や天候に留意し、必要に応じてシート等ではこわなを覆い、雨風や直射日光を防ぐ。

捕獲個体を運搬する場合は、針金等で補強するなど、逸出防止に努める。

(4) 捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は、市町村からの依頼に基づき、原則として県が処分を行う。ただし、処分方法について県と事前に協議し、県が認めた場合には、市町村主体で処分することができる。

方法は、動物福祉および公衆衛生に配慮し、新炭酸ガス方式や二段階注射等、できる限り苦痛を与えない方法とする。

捕獲地から処分地までの個体の運搬は市町村等が実施し、処分個体は、原則市町村等が持ち帰り、焼却等適切に処理するものとする。

なお、処分個体は、モニタリングに必要なデータに供する。

(5) 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第五条第一項に基づく飼養等の許可を得ている者、または法第四条第二項の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すこととする。

なお、いわゆる里親制度として、引き取り飼養等を希望する団体に捕獲個体を引き渡す場合には、県は、飼養の目的等を確認のうえ譲渡証明書を発行し、下記の要件や条件を伝達することとする。

- ① 外来生物法第五条第一項の規定に基づく飼養等の許可を国から得ていること。
(許可条件は下記のとおり)
- ② 捕獲されたアライグマを速やかに引き取ることができること。
- ③ 一定期間ごとに、引き取りをした個体の飼養等の状況（個体の大きさ、重量の情報、取り扱いの状況及び当該内容を示した写真など）について県に報告すること。

【参考：防除された個体等の引き取り飼養等の許可条件（環境省通知）】

- 飼養等をしようとする特定外来生物が哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものであること。
- 許可後の取扱方法に関し、「野外での散歩不可」といった規制内容について、許可申請者が充分理解していること。
- 次の事項を飼養等許可条件として付すことを許可申請者が了承すること。
 - ・飼養等をするのできる数量の上限を定めること。
 - ・不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施すること。
 - ・特定外来生物の譲渡元から、防除で捕獲した個体である旨等の譲渡の経緯を明らかにした証明書を得ること。
 - ・マイクロチップを基本に、許可を受けていることを明らかにする措置を講じること。
 - ・一定期間ごとに、引き取りをされた個体の飼養等の状況（個体の大きさ、重量の情報、取り扱いの状況及び当該内容を示した写真など）について主務大臣に報告すること。
 - ・地方公共団体等からの要請があった場合、許可を受けた上限までの頭数については積極的に引き取ること。

(6) 傷病獣として救護されたアライグマの取り扱い

外来生物法により、特定外来生物は野生復帰できる状態に回復した場合でも、野外へ放つことは禁止されているため、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

(7) モニタリング（継続監視）

生息状況や被害情報を把握するためにモニタリングを実施し、防除の効果検証を行うとともに、その結果を防除事業に適切に反映していく必要がある。

モニタリングの方法としては、処分時に、県または市町村等は捕獲個体データを収集し、県が分析を行い、野外での生息状況や自然環境への影響等の実態を把握し、防除の効果を検証するとともに、モニタリング結果を防除事業に適切に反映させ、必要と判断された場合は、計画や捕獲目標の見直しを行う。

なお、モニタリング（継続監視）の分析は、県が研究機関等の協力を得て実施する。

(8) 農地等及び家屋の予防管理

農作物被害の削減・防除のためには、農地や集落環境の整備を図る必要がある。

具体的には、集落内に取り残された農作物、放置された生ごみ、放棄された果樹等がないか点検し、地域全体で集落や農地をアライグマの餌場にしないよう努める。

また、防除柵の効果的な活用や、管理方法の追及および普及を通して、農作物被害の軽減を図る。

アライグマは、わずかな隙間でも侵入する可能性があるため、侵入口になりそうな壁や床下、屋根付近等の隙間はふさいでおく。特に、古い木造建造物は隙間があり、人間が近づかない場合が多く、繁殖場所として利用されやすいため注意を要する。

8 合意形成等

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整および合意形成に努める。

(1) 地域説明会の開催

防除を実施する地域の土地所有者や住民等に対して、必要に応じて地域説明会を開催し、現場の意見の収集に努める。

(2) 特定外来生物（アライグマ）対策検討会の設置

県では、アライグマ対策に係わる方向性や防除等について社会的な合意形成を図りながら、有効な対策の検討を目的として、学識経験者、獣医師団体、自然保護団体、動物福祉、農業者団体、狩猟者団体、被害市町等の代表で構成される「千葉県特定外来生物（アライグマ）対策検討会」をすでに設置したところである。

防除実施計画の策定、進行管理、見直し等に際しては、当検討会において議論し、各方面からの意見を反映させるよう努める。

(3) 連絡協議会の設置

防除の実施に際しては、市町村、関係機関等からなる「千葉県アライグマ対策連絡協議会」を設置し、情報交換、意見交換をしながら、共通認識のもとすすめる。

(4) 県民への情報提供、意見の収集

防除実施計画の策定にあたっては、本計画を広く県民に知らせ、県民から意見を収集するため、パブリックコメントを実施する。

9 普及啓発

アライグマ問題については、地域により認識・対応に温度差があることから、関係機関および県民に対し、千葉県におけるアライグマの現状と防除の必要性について普及啓発し、理解を得ることが必要であるため、アライグマにかかるパンフレットの作成や講習会、研修会等の開催により普及啓発に努める。また、県のホームページも有効に活用する。

最後に

アライグマは、野生動物由来の外来生物（飼育されていた野生動物の遺棄または逸出によるもの。）である。

一般の家庭で、野生動物の生態に適した飼育環境を備え、飼育技術を持つことは、概して困難であるだけでなく、動物福祉の観点からも望ましくない。

外見の愛らしさ等から安易にペットにされ、最後まで飼いきれずに捨てられたアライグマたちが増え、それにより起こった問題の背景には、人間の身勝手が存在することを見逃すわけにはいかない。

人間の不適切な行為がなければ失われなかった生命であることを反省し、この問題をできる限り早期に解決することにより、処分されるアライグマをできるだけ少なくするとともに、我々は、第2、第3のアライグマが出ないように、動物を飼育する人間の責任や、生命について考えていかなければならない。

参考資料

- 浅田正彦・篠原栄里子.千葉県におけるアライグマの個体数試算（2009） 千葉県生物多様性センター研究報告 1:30-40,2009
- 落合啓二他.千葉県におけるアライグマの移入・定着.千葉中央博自然誌研究報告7（1）：21-27（2002）
- 吉識綾子他.北海道のアライグマにおけるレプトスピラの浸潤調査.第138回日本獣医学会学術集会講演要旨集：DB-20（2004）
- 環境省.「第三次生物多様性国家戦略」（2007）
- 千葉県.「生物多様性ちば県戦略」（2008）
- 社団法人日本獣医師会.「外来生物に対する対策の考え方」（2007）
- 千葉県環境生活部自然保護課・株式会社セレス.「平成18年度外来種緊急特別対策事業（アライグマ）生息状況調査業務委託報告書」（2006）
- 千葉県環境生活部自然保護課・株式会社セレス.「平成18年度外来種緊急特別対策事業（アライグマ）に関する生息状況調査補完業務委託報告書」（2007）
- 千葉県環境生活部自然保護課・財団法人自然環境研究センター.「平成19年度外来種緊急特別対策事業（アライグマ）生息状況調査業務委託報告書」（2008）
- 北海道.「北海道アライグマ・アメリカミンク防除実施計画」（2006）
- 神奈川県.「神奈川県アライグマ防除実施計画」（2006）
- 大阪府.「大阪府アライグマ防除実施計画」（2007）

資料1

千葉県アライグマ防除実施計画の役割分担

	捕獲等	被害予防策	モニタリング	普及啓発・合意形成ほか
県	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲目標設定 ・処分支援 ・捕獲わなの貸出(市町村へ) ・関係者との連絡調整 ・捕獲方法の検証 ・完全排除の確認 ・保護生物生息地域での捕獲 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な被害予防策の検討 ・関係機関との情報交換 ・農業被害予防策の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息状況等モニタリング ・モニタリング結果のフィードバック ・防除実施計画の進行管理、修正等 ・農業被害状況の把握、とりまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット、HP、講習会等による普及啓発 ・国、他自治体、専門家等との情報交換 ・検討会開催による合意形成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害、生活被害等のための捕獲の実施 ・捕獲わなの貸出(従事者へ) ・捕獲個体の運搬 ・処分個体の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への情報提供 ・地域住民への被害予防策の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃情報等の把握・提供 ・被害情報の把握・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への情報提供
関係団体・住民等	<ul style="list-style-type: none"> 【農協、農業者、住民】 ・生息情報の提供 ・捕獲等の実施 ・捕獲個体の運搬 【自然保護団体等】 ・生息情報の提供 ・捕獲等への協力 【猟友会等】 ・捕獲等の実施 ・狩猟の実施 ・従事者への捕獲技術指導 【獣医師会】 ・処分の協力 ・飼育者への飼育技術指導 【愛護団体等】 ・捕獲個体の引取、終生飼育 	<ul style="list-style-type: none"> 【農協、農業者】 ・被害予防策の実施 ・農地の適正管理・放棄作物等の撤去 ・誘引要因の除去(生ゴミの適正管理等) 【住民】 ・家屋侵入経路の遮断等、予防策の実施 ・誘引要因の除去(生ゴミの適正管理等) 【飼育者】 ・外来生物法、動物愛護法等に基づく、適正な終生飼育 	<ul style="list-style-type: none"> 【各主体】 ・生息情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 【農協、農業者、住民】 ・外来種問題、対策への理解 【自然保護団体、獣医師会】 ・市民への、外来種問題の普及啓発
研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な捕獲方法の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な被害予防策の研究 ・効果的な防護柵の形状、設置方法等の研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング調査への協力 ・捕獲個体等の分析協力 ・生息数の推定 ・人獣共通感染症の研究 ・生態系被害把握手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種に関する調査研究成果の発表

第〇〇号

千葉県アライグマ防除実施計画に基づく
従 事 者 証

〇〇市町村長

印

注 意 事 項

- 1 従事者証は、アライグマの捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 従事者証は、捕獲等をする期間終了後 30 日以内に、〇〇市町村長に返納し、かつ、捕獲等について「捕獲記録」により報告をしなければならない。

捕獲等実績報告

捕獲等の場所		数量		備 考
--------	--	----	--	-----

(捕獲結果は、裏面に記載してください。)

住 所	
氏名 (団体名)	
生年月日	
目 的	
捕獲等をする区域	
捕獲等をする期間	
捕獲の方法	
捕獲後の処置	
備 考	

「〇〇〇市町村 アライグマ防除従事者台帳」

地方公共団体職員用

番号	所属名	氏名	住所	わな免許	アライグマ等の捕獲歴 研修・講習会の受講状況	登録期間
1	〇〇〇市町村〇〇課	—	市町村役場の住所	有・無	—	—
2	—	—	—	有・無	—	—
3	—	—	—	有・無	—	—
4	—	—	—	有・無	—	—
5	—	—	—	有・無	—	—
6	—	—	—	有・無	—	—
7	—	—	—	有・無	—	—
8	—	—	—	有・無	—	—
9	—	—	—	有・無	—	—
10	—	—	—	有・無	—	—
11	—	—	—	有・無	—	—
12	—	—	—	有・無	—	—
13	—	—	—	有・無	—	—
14	—	—	—	有・無	—	—

「〇〇〇市町村 アライグマ防除従事者台帳」

地方公共団体職員以外

番号	氏名	住所	生年月日	団体名 または個人	わな免許	アライグマ等の捕獲歴 研修・講習会の受講状況	捕獲を行う地区	備考
1	—	—	—	—	有・無	—	—	—
2	—	—	—	—	有・無	—	—	—
3	—	—	—	—	有・無	—	—	—
4	—	—	—	—	有・無	—	—	—
5	—	—	—	—	有・無	—	—	—
6	—	—	—	—	有・無	—	—	—
7	—	—	—	—	有・無	—	—	—
8	—	—	—	—	有・無	—	—	—
9	—	—	—	—	有・無	—	—	—
10	—	—	—	—	有・無	—	—	—
11	—	—	—	—	有・無	—	—	—
12	—	—	—	—	有・無	—	—	—
13	—	—	—	—	有・無	—	—	—
14	—	—	—	—	有・無	—	—	—
15	—	—	—	—	有・無	—	—	—

千葉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲記録

1 捕獲の目的：

2 捕獲の状況等

捕獲場所 (詳細な場所)	わなの設置期間		捕獲 総数	捕獲個体の詳細 (捕獲日、性別、体重を捕獲個体ごとに記載)	備 考 (使用した餌)
	設置した日	解除した日			
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日			(個体No.1) 1 捕獲日 平成 年 月 日 2 成幼 3 性別 (オス/メス {泌乳の有無} /不明) 4 体重 kg	
	平成 年 月 日			(個体No.2) 1 捕獲日 平成 年 月 日 2 成幼 3 性別 (オス/メス {泌乳の有無} /不明) 4 体重 kg	
	平成 年 月 日			(個体No.3) 1 捕獲日 平成 年 月 日 2 成幼 3 性別 (オス/メス {泌乳の有無} /不明) 4 体重 kg	

3 錯誤捕獲の状況

動物種	捕獲日	捕獲したときに使用した餌
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	

- 備考 1 記載は、仕掛けたわな別に行ってください。(この用紙は、1箇所(1基)1連続期間のわな設置ごとに1枚作成してください。(例えば3基のわなを各1週間連続してかけた場合は3枚作成してください))
- 2 わなで使用した餌を備考欄に記載してください。
- 3 「わな」とは、はこわな、捕獲箱、捕獲籠等をいいます。
- 4 捕獲できなかった場合は、捕獲総数を0と記載し、捕獲場所、わな設置日、わな解除日、使用した餌を記載してください。
- 5 錯誤捕獲があった場合は、錯誤捕獲の状況の欄に、捕獲場所、捕獲日時、捕獲された動物の種類を記載してください。

様式4

千葉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲記録(市町村報告用)

市町村名:

捕獲の目的	捕獲場所 住所(住宅敷地内、農地、森林、他)	わなの設置期間		捕獲総数	捕獲個体の詳細 ※記載欄が不足する場合は、増やして記載してください。			錯誤捕獲の状況 (動物、捕獲日、捕獲したときに使用した餌)	備考 (使用した餌)
		設置をした日	解除した日		捕獲日	性別	体重(kg)		
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.1 平成 年 月 日			動物の種: 捕獲日: 年 月 日	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.2 平成 年 月 日			餌:	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.3 平成 年 月 日				
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.1 平成 年 月 日			動物の種: 捕獲日: 年 月 日	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.2 平成 年 月 日			餌:	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.3 平成 年 月 日				
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.1 平成 年 月 日			動物の種: 捕獲日: 年 月 日	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.2 平成 年 月 日			餌:	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.3 平成 年 月 日				
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.1 平成 年 月 日			動物の種: 捕獲日: 年 月 日	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.2 平成 年 月 日			餌:	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.3 平成 年 月 日				
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.1 平成 年 月 日			動物の種: 捕獲日: 年 月 日	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.2 平成 年 月 日			餌:	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.3 平成 年 月 日				
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.1 平成 年 月 日			動物の種: 捕獲日: 年 月 日	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.2 平成 年 月 日			餌:	
		平成 年 月 日	平成 年 月 日		個体No.3 平成 年 月 日				

- 備考 1 記載は、設置したわなごとに行ってください(捕獲できなかった場合を含めて、設置したわなについて、もれなく記載してください)。
2 捕獲できなかった場合は、捕獲総数を0と記載し、捕獲場所、わなの設置期間、錯誤捕獲の状況、備考(使用した餌)を記載してください。